

## 公共施設あり方検討特別委員会会議録

開閉日時 平成 29 年 10 月 11 日（火）午前 10 時 00 分～午前 11 時 26 分

休 憩 午前 10 時 54 分～午前 11 時 03 分

会 場 高浜市議場

### 1. 出席者

1 番 杉浦 康憲、 2 番 神谷 利盛、 3 番 柳沢 英希、  
4 番 浅岡 保夫、 6 番 黒川 美克、 8 番 幸前 信雄、  
10 番 杉浦 敏和、 11 番 神谷 直子、 12 番 内藤とし子、  
13 番 北川 広人、 14 番 鈴木 勝彦、 15 番 小嶋 克文、  
16 番 小野田由紀子  
オブザーバー （議長）杉浦 辰夫、（副議長）柴田 耕一

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

市民 2 名

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、  
総務部長、行政 G L、行政 G 主幹、財務 G L、  
福祉部長、生涯現役まちづくり G L、  
こども未来部長、こども育成 G L、文化スポーツ G L、  
学校経営 G L、学校経営 G 主幹、学校経営 G 主事、学校経営 G 技師

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

## 6. 付議事項

### 1 審査事項

- (1) 議案第 52 号 高浜市立グラウンド等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第 53 号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について
- (3) 議案第 54 号 平成 29 年度高浜市一般会計補正予算（第 4 回）

### 2 報告及び連絡事項

- (1) 高浜市役所本庁舎整備事業について
- (2) 高浜小学校等整備事業について

### 3 協議事項

### 4 その他

## 7. 会議経過

### 委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第 19 条第 1 項の規定により傍聴を許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。よって、本委員会は成立いたしましたので、これより、公共施設あり方検討特別委員会を開会いたします。

### 市長挨拶

### 議長挨拶

委員長 去る 9 月 25 日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、一般議案 2 件、補正予算 1 件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまい

りたいと思いますけれども、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の柳沢英希委員を指名いたします。

## 《議 題》

### 1 審査事項

委員長 当局から、説明を加えることがあれば願います。

説（総務部） 特にございません。

#### (1) 議案第 52 号 高浜市立グランド等の設置及び管理に関する条例の一部 改正について

委員長 質疑を行います。

問(1) 本条例の改正というのは 52 号なんですが、高浜市の公共施設等総合管理計画に基づいて、勤労青少年ホーム跡地活用の事業を推進していくための改正だと思っています。

跡地活用事業の募集要項によれば、提案書の期限が、参加表明が 9 月 15 日、提案書の提出期限というのが、きのうの 10 月 10 日だったと思うんですが、提案書の提出があったのかどうかというのをお聞きします。

答（こども未来部） 委員言われるとおり、昨日が事業提案書の提出期限でご

ございましたが、提出のほうはございました。

問（１） 今回、プロポーザルということで、何社からあったとか、どういう提案があったかというのは、これから審査が行われていくと思いますので、そこらはお聞きしませんが、提案書が出たということは、要求水準を出されたプールと、テニスコートというものが合わせて提案されたという理解にします。

そのあとプロポーザルということで、今後審査を行われて、最優秀や次点、何社出たかはわかりませんが、そういった過程を経て、決定という手順に進んでいくと思うんですが、一つお聞きしたいのが、この跡地活用を進めるに当たって、市場調査ですね、事前に市場調査を行うなどして、民間事業者が提案しやすいような提案が採択され、推進されるような募集事務を進めてきたとは思いますが、もし、今回プロポーザルで提案が、要求とかいろいろこちらの申し出ることに達しないということで交渉がまとまらず、契約に至らないという事態が発生した場合、今後どうしていくか、そして、そうした場合、高浜小学校の水泳授業というものが、今後どうなっていくつもりなのかというのをお聞きしたいと思います。

答（教育長） 万が一の場合ですが、契約の締結に至らなかった場合でも、市内あるいは近隣の民間プールを活用して、水泳指導を実施していく方針は、変わりありません。

問（１） 今まで、ずっとやってきた中で、そういったことはずっと言われていましたので、それが確認できました。ありがとうございます。

では、契約に至らなかった場合なんですが、勤労青少年ホーム跡地活用事業というのは、どうなるのか。やめてしまうのか、若しくは募集の条件を見直したりして、再提案等を考えていくのか、そういったところを教えてください。

答（こども未来部） 万が一、契約締結に至らなかった場合という御質問でございますが、まず、なぜ契約締結に至らなかったのかということ、要因等を検証していく必要があるのではないかとこのように思います。

その上で、募集要項等を見直すなどして再度、提案のほうを求めてまいりたいというふうに考えております。その場合、事業の開始時期というのは当然、当初計画よりも遅れることとなりますが、学校プール機能を備えた民間スポー

ツ拠点整備されるよう、この事業を推進してまいりたいというふうに考えています。

意（１） 先ほどと同じですが、私も、この計画というのはずっと聞いてきまして、今後、高浜市の学校の水泳授業というのは、こういったあり方で進むべきだというのは賛成ですので、ぜひともその要因、もし万が一ですけれども締結に至らない場合は、要因や募集要項を直すなどして、ぜひこの道を進んでいってほしいと思います。

委員長 ほかに。

問（１２） この条例が決まっていくとですね、南テニスコートが１年少しですか、使えなくなるということなんですが、それまでは、南中グラウンドじゃない、碧海のほうですか、それから南中学のグラウンドのほうを使うというようなお話がありましたが、その利用料っていうのは、まだわからないというお話ですが、先に、以前に話があったときには、プールは学校単位か一人当たりか、それはあれですが、２００万円ぐらいで済むんじゃないかというようなお話がありましたが、そういった点では、どういうふうに今後考えてみえるんでしょう。

委員長 内藤委員、よろしいですか。これ、提案を求めているものですので、その提案があったという先ほどお話は、当局のほうからありましたけれども、そちらの中身のほうのところっていうのは、ここの委員会で審査をするものではないと思いますので。

問（１２） それでは、これ公共施設の総合管理計画の中で出てきていると思うんですが、この南テニスコートを削るということになりますと、代わりのところでそれぞれが利用する代わりの場所を利用するということになりますが、もし南テニスコートのところに、あと、でき上がったときに費用が余りにも高いので、もう利用しないっていうようなことになってきた場合に、どうするのかっていうことをちょっとお聞きしたいんですけれども。

答（こども未来部） まだ事業提案書が出てきた段階でありますので、料金につきましても、これ事業者の提案というふうで募集要項にはなっておりますので、そこらあたり御理解いただきたいと思います。

問（１２） 以前、市のほうから一人当たりですか、２００万円だとか、提案がな

されたことがあるんですが、そういう点では、それ以上、上がらないと考えてみえるのかどうか、その点をお示してください。

委員長 内藤委員、一人 200 万円というのは、何の料金のことですか。

説 (12) プールを利用するときに。

委員長 委託料のことですか。

説 (12) はい。

委員長 わかりやすく質問をしてください。

答 (学校経営) ただいまの質問、学校の水泳指導の委託料のお話をされているものとして、回答をさせていただきます。

以前、200 万円程度というお話をさせていただいた際は、あくまで高浜小学校の学校の水泳指導を行うとした場合に、それぐらいでできるんじゃないかというお話を聞いたということで、お話をさせていただいております。

ただ、夏休みの開放指導とか、そういったものは含まれておりませんので、それに少し上乘せになってくることを想定しております。ただし、これも 6 月議会の一般質問の際に、議員さんから質問をされた際に、東洋大学の南教授の論文を引用されて御質問をいただいておりますが、その際に西尾市の事例、施設のライフサイクルコスト 585 万円という数字プラス、施設運営のライフサイクルコストを合せると 750 万円から 800 万円の委託料を下回れば、今回の民間委託のメリットがあるのではないかという御質問をいただいております。

私もその際に、前提条件にもよるんですけれども、そのとおりに考えておりますという回答はさせていただいております。以上です。

問 (12) そうしますと、この前、以前出ていたその 200 万円っていうのは違うというか、実際には数字が変わってくるというふうに捉えていいんでしょうか。

答 (学校経営) その際の説明といたしましては、あくまで水泳指導を民間委託した場合に、当時の総務部からそのようなお話を聞いておりました。

ただ、その後、やはり夏休みの開放指導は行うべきではないかというような意見もありましたので、そういったものをつけ加えていくと、もう少しふえてくるものと想定しております。

委員長 ほかに。

問（８） 今、もうプールの利用料の話に入っちゃたんで、ここで聞かせてもらいますけれども、そういう意味で言うとね、今、現状、高浜小学校のプールを新しくこう委託する費用。これコスト比較って、まずできますよね。新しくつくったら、これだけかかるからこうする。でプラスアルファ、水泳の技量向上のために入ってくる、これをプラスして、自分たちが、これぐらいのコストしようがないわなっていう説明ができるようなものを出してほしいんですけども。

でないと、そこに本当に投資するかどうかっていうのも、この場で決めているんですよ。僕らも市民に聞かれたら、そういうこと答えないといけないんですよ。それをまず、議会で納得させるようなことができないようなことを進めてもらっては困るんで。まずその部分は、きちんと理路整然と説明できる、そういうものを出してください。

でないと、そこでね、本当に何でこういうことやるのって言われたときに、自分たちが答えられない。一部の人から、こういうね、夏休みのこういう水泳のあったほうがいいから、これも追加します。そういうのをどんどんふやしたら、全然見えなくなっちゃう。

そのことはちょっと、そういうことをやっていただけるかどうか、まずお伺いしたいんですけども。

答（学校経営） ただいまの８番委員のご質問なんですけど、ちょうど今、最初の質問にもあったんですけど、プロポーザルの提案があった段階でございますので、まだこちら側の状況というものをプラスすると、そういったプロポーザルの今後の審査の過程に影響してしまうことも想定されますので、今の段階では、先ほど申し上げました西尾市の事例を、東洋大学の南教授の論文で引用されていたことがありましたが、750万円から800万円で年間下回れば、独自にプール施設を建設するよりもメリットがあるというふうに考えておりますが、そういった、きちっと事業者が決定していった段階で、そういったものもお示ししていきたいと思っております。

問（８） ちょっと違うんじゃないですか。これ、あくまで市として、ね、こ

ういう形でこれだったらやれるっていうのがあって、その上でプロポーザルの提案ですよ。そこで、入札の話のところでも、そういうことを見るとは思うんですけども、その核の部分がなしに、民間の提案でね、民間からこういうことで、自分たちの採算が合うからこの値段でやってください。その提案の中で選ぶんですか。

要は、この事業をやるかどうかという判断は、あくまで市側ですよ。それがまずない上でプロポーザルなんかやって、ね、民間の言いなりじゃないですか、それだと。自分たちの考えを、まずしっかりまとめてから出してほしい。

答（学校経営） ただいま申し上げましたが、プロポーザルということで、我々としては数字のほうを持ってはおりますが、今、委員から順番が逆だという御指摘もありましたが、今後の審査状況に影響することも想定されるので、今の段階では差し控えたいと考えております。

問（8） くれぐれもお願いしたいんですけども、民間の事業者が提案したからこうじゃなくて、自分たちがこう判断したから、こういうことをやらせてください。そのストーリーで説明できるようにしてください。お願いします。

答（副市長） 今回、提案書の提出があったということでございます。これで今後、事業者選定の委員会のほうにお諮りをして、そこで優先交渉権者が決まります。そこから2カ月ぐらいの契約調整と言っておりますが、ここで優先交渉権者との交渉期間がございまして。そこで、私どもの考え方も入れながら、契約締結のあかつきにはですね、そういう答弁もしながら、議会のほうには説明をしてまいりたいというように思います。

問（8） こういう理解でいいですよ。業者の提案の内容なんか、うち関係ないんですよ。要は、こういう形で、当局としてこうやって提案したい。業者の内容、関係ないんですよ。これはあくまで、市としてどう判断するか、業者がそうやって判断したなんて、こんなん、うち関係ないですよ。

市としてどうだっていう視点でしか僕は見ていないんで、議員ですから。税として、そういう使い方が正しいかどうかという見方しかしていないんで。その提案という意味で、提案していただくっていう理解でいいですね。

答（市長） 御承知のようにですね、要求水準には我々が求める、こういう提



案を求めるといった内容が入っております。加えて、我々は、今お話ししたようにライフサイクルコスト以下で、きちんと事業ができる提案を求めていくわけですから、我々が、プールの事業を充実させて、なおかつコスト的にも見合うという、それを提案者に求めて、それを審査するっていうことですので、初めから我々の提案に合わないものは受け付けませんので。

そういう、我々が企画して教育委員会とともにやっていける、そういう提案を求めておるということで、あくまでも事業者の提案が出てきたから、それに乗っていくっていうことではありませんので。そもそもだから、要求水準書をつくるっていうこと。それから、こういう事業をつくっていくって話の出どころは、決して事業者ではございませんので。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 52 号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第 53 号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 53 号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第 54 号 平成 29 年度高浜市一般会計補正予算 (第 4 回)

委員長 質疑を行います。

問 (3) 補正予算書の 71 ページ。10 款、教育費の青少年ホーム管理事業の工事請負費。勤労青少年ホーム解体工事費について、ちょっとお伺いしたいん

ですけれども、当初予算ではなくってこちら、今回の補正として上がってきた理由を教えてください、と思います。

答（こども未来部） 9月補正に計上した理由ということでございますけれども、昨年、旧庁舎の外壁等にアスベストが含まれているということが判明したことを受けまして、改めて青少年ホームの外壁を含む施設のアスベスト含有調査を行いました。そうしたところ、外壁の吹付け材よりアスベストのほうが検出されました。

当初予算として計上するには、遅くとも1月末までには工事の概要でありますとか、予算額を固める必要がございますが、アスベスト除去工法の調整ですね、それとあと、費用の算出等が新たに必要になってきたというところから、当初予算での計上には間に合わず、見送ることにいたしましたものでございます。

勤労青少年ホームの跡地活用事業の募集要項の中では、事業スケジュールといたしまして、民間事業者による施設の供用開始を平成31年4月としております。青少年ホームと南テニスコートの解体撤去に要する期間、民間事業者による施設整備に要する期間等を踏まえすと、ことし11月中旬には解体工事の準備に取りかかる必要があるということから、このタイミングの9月補正での計上とさせていただいたというものでございます。

問（3） ちょっと僕の記憶違いだったら申し訳ないんですけども、総括質疑のときに、アスベストって外壁だけじゃなくて内壁もという話じゃなかったんでしたっけ。

答（こども未来部） 外壁と内壁の一部もございました。申しわけございませんでした。

問（3） また、この解体工事と撤去工事ですけれども、こういったスケジュールで進んでいくのか教えてもらいたいと思います。

答（文化スポーツ） 工事のほうのスケジュールをどのように進めていこうかということでございますけれども、まず御可決をいただきましたら、入札や契約の準備に取りかかりますが、大体それに1カ月ほどかかります。

その後、契約締結が済みましたら、近隣にお住まいの皆様に対する工事の御

説明や、さまざまな届け出の提出といった準備行為がございまして、これに大体1カ月ぐらい要する見込みとなっております。

第1期工事としましては、12月下旬をめどに青少年ホームの解体工事に入っております。まずは、外壁等のアスベストの除去を行いまして、その後、内装の撤去や地上部の解体、基礎の撤去などを行いまして、3月までに完了をするという予定をしております。

次に、南テニスコートですけれども、利用可能期間を30年3月31日までということで予定をしておりますので、テニスコートの撤去工事につきましては、4月に入りましてから、第2期工事としまして、テニスコートの舗装、フェンス、照明灯、駐車場のアスファルト、植栽の撤去といったことを行いまして、最終的に整地を行いまして、5月末までに完了をするという予定となっております。

問（3） あと、アスベストの今回、除去ということですが、どのような工法を考えてみえるのか、教えていただけるとありがたいです。

答（文化スポーツ） 外壁等にアスベストが含まれているということで、旧庁舎と同じように剥離剤併用手工具ケレン工法という工法でアスベストの除去を行ってまいります。

問（3） あと、中央公民館のほうだと、地下水位の関係もあったと思うんですけども、青少年ホームのほうはそういった影響とかはどうなのか、教えてもらえればと思います。

答（文化スポーツ） 地下水位の影響ということでございますけれども、青少年ホームを建設した当時のボーリング調査によりますと、孔内水位がマイナス2.7メートルからマイナス2.9メートルとなっておりまして、基礎の撤去の際には、排水対策というものが必要にはなりません。

ただ、今回は、杭は残置するというようにしておりますので、地下の水位を低下させるという必要はございません。出てきた地下水をくみ上げていくということですので、地中に穴ですとかくぼみをつくって、そこに水を集めて、ポンプでくみ上げるといった、釜場排水工法という工法で対応してまいります。

問（３） アスベストの除去工事が12月後半ぐらいからということなんですけれども、その間のテニスコートを利用される方の駐車場等の安全対策というのは、どのように考えてみえますか。

答（こども未来部） 第1期工事であります、青少年ホームのアスベスト除去・解体工事が始まる前に、建物の周りを仮囲いで囲います。そうしますと、テニスコートの駐車場には車は入れない状態になりますが、周辺の市有地、あるいは南中学校の教職員の駐車場などをお借りしますので、車はそちらのほうに停めていただきまして、利用者の皆様には御不便をおかけしますが、徒歩のほうで移動していただきまして、稗田川沿いの道路から、テニスコートへ入っていただくということを考えております。

問（３） 稗田川の道路沿いというのは、「川のみち」に指定されているところからということによろしいですか。

答（こども未来部） 今、言われたとおりでございます。

問（３） だんだん日が暮れるのが早くなってくると思うんですけれども、そこら辺の足元だとか、そういった部分というのは、なんか配慮されているんですか。

答（こども未来部） テニスコートの利用時間というのは、今、照明が使えませんので、おおむね午後5時までということになっていますので、よろしくお願ひします。

委員長 ほかに。

問（８） 2・3確認させてください。今、3番委員がいろいろ聞いてくれたんで、補正で出てきたっていう理由は、わかりました。

ただ、今、湧き水の話とかもされましたけれども、これ補正で出てくる、要は前から言うように、企画の段階でしっかり押さえるところを押さえられてないから、そういうのがばらばらばらばら出てくるわけですね。そういう面という、今、取り壊しのところで考えられるリスク、要は、近所の住民の埃の対策だとか、苦情受けたことありますよね。中公を壊すときに。そういうところをどう対策しているのか、追加対策の費用はもう発生しないというふうに考えていいんですよね。

要は、リスクをどこまで見ているか、こういうことが起こったときには、こういうことを対応していく。そこまで、どこまで検討されているかというのが、これだけじゃわからないんで。その部分を教えていただきたいんです。

答（こども未来部） 今回、中公の反省を踏まえまして、そういった対策をやっておりますので、これ以上ですね、費用がかさむことはないということで思っております。

問（8） そういうリスクはないというふうに、こちら理解してよろしいわけですね。だから、追加の補正はもう出てこないと、今、おっしゃいましたよね。

ということですよ。

答（こども未来部） 工事でありますので、何が起こるかわかりませんが、今、現時点としては、追加補正はないというふうで考えております。

委員長 ほかに。

問（6） 1点確認させてください。今、今後、後ほど市役所整備事業で出てきますけれども、PCBの廃棄物が発見されたということで、このところはPCBの廃棄物はないということよろしいでしょうか。

答（こども未来部） PCBは調査済みで、ありません。

委員長 ほかに。

問（12） いろいろ聞いていただいたんで、1点。高取のお祭りで集会所が使えないということで、電気なんか切っておりますんで、電気工事をもう一度して、投票所に使うということだそうですが、もし今度のように、集会所が使えない場合に、これからどういうふうにする予定なのかお示してください。

答（選挙管理委員会書記長） 代替施設といたしましては、南中学校の体育館を考えております。

問（12） 南中学校っていいますと、川を渡ってていいますか、ちょっと距離が離れてくるかと思うんですが、地域的には二池でも西のほうは南部公民館でやってみえると思いますし、高取の方たちが遠くなっちゃうかと思うんですが、その点ではどうなんでしょう。

委員長 内藤委員、この委員会は、第4回の補正予算についての審査をして

おりますので、その投票所の代替施設云々については、第5回の補正予算のところでは本来は質疑をしていただくところがございますので、よろしいですか。  
意（12） はい。

勤労青少年ホームを解体して、プールをつくるということですが、プールをつくるということになりますと、以前から言っていますようにバスで通うということになりますので、学校敷地内にあることを思えば、かなり時間的なロスが出てくるんじゃないかと思うので、その点で、解体工事、解体することには。  
委員長 内藤委員、御意見ですか。

意（12） はい。納得していません。

委員長 ほかに。

問（8） 最後に1点。これ補正で出すっていうことは、要は、当初予算を変更かけるということですよ。ということは、これは正規の形じゃないわけなんで、そういう意味でいうと、これ、補正を出すっていう行為自体は対処じゃないですか。こういうことを起こさないために、どういうふうにするというのが対策。

庁舎のときもそうですけれども、取り壊しが決裁して、始めてからアスベストが見つかったから追加予算必要になりましたと。これ、認めましたよね。対処を認めただけなんで、今後そういうことを起こさないようにどうするかっていう対策って、やっぱり内部できちんとやられているんですよ。

答（総務部） 御質問のことにつきましては、6月議会であったか、今議会であったか、8番議員から御質問をいただきました。

解体工事を行うことになれば、アスベストでありますとか、地下水の問題でありますとか、今回はPCBの問題が出ておりますけれども、そういったことについては、庁内として情報共有をしていくということで、お答えをいたしております。

ただ、予算の変更ということでございますけれども、予算はある意味、年度の見積もりという性質がございます。見積りである以上、現実的には不測の事態により過不足が生じることは避けられない面もございますが、そのようなことがないように情報共有に努めてまいりたいと考えております。

問（８） 作業の進め方としてね、起こってから考えるんじゃないかって、課題が見つければ、その課題をいかに早く検討していくか。その問題を見つけるほうが大事じゃないですか。仕事の体質がそういうふうにならないと、受け身の体質、言われてから動くんじゃないかって、自分で考えると問題が見えてくる。そこまで行くと別の問題が見えてくる。

進め方の話だと思うんですけども、そういうことやっていただかないと、これ、全然あとを絶たないというか。だから、今回こういう質問をさせてもらっているのは、補正で、自助努力でなんとかかなるところ、こういうところを質問させてもらっているもんですから、そういう目で今後もやらせていただきたいんですけども、それでよろしいですよ。

答（総務部） 御指摘をいただきましたように、問題が起きてから対応しておりますと、その分対応が遅くなりますし、その後の業務も煩雑になるということがございます。従いまして、入り口の部分で事前の対応をしていくほうが、事務の進め方も効率的でありますので、庁内でも標準化の活動に取り組んでおります。そういったところも通じまして、対応を心がけてまいりたいと考えております。

答（副市長） 今回、青少年ホームにつきましては、当初予算で解体費用を計上する予定で進んでまいりました。庁舎の外壁にアスベストが発見されたということを受けて、青少年ホームの調査をしたら、そこにも入っているようだということでありましたので、これについては、必ず額が最初の想定の中には入らないということで、補正予算に回そうということに決定をしたわけですが、以前から、幸前委員からの御指摘もありますように、やり方としては、当初から解体費用は計画どおり載せる。ただし、その説明の中で、アスベストが発見されたので、しかるべき時期に補正予算を組ませていただく。こういった説明をしてまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（12） アスベストが入っているということで、剥離剤で除去工事をしていくということなんですが、これ本庁舎と違って、市がやるというふうに考えているんですが、それでよかったのかどうか。そうすると、そういう解体工事の

様子なんかは、一般市民が見られるのかどうか、お示してください。

答（総務部） 解体工事の工事現場につきましては、安全、その他、いろいろな面がございまして、工事関係者以外立入禁止となっております。工事を施工する責任者において、判断をしていくものであると考えております。

問（12） そうしますと、もしそこで何かあったということになると、工事業者のほうに全て責任があるということではないのでしょうか。

答（総務部） 市の直接発注の公共工事の場合は、工事の請負契約になります。市が発注者で、元請企業がございまして、工事現場で起きたことの内容によって、責任というものは判断されるものと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第 54 号の質疑を打ち切ります。

以上で、付託された案件の質疑は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- （1） 議案第 52 号 高浜市立グラウンド等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

- （2） 議案第 53 号 高浜市スポーツ施設等の指定管理者の指定の変更について

挙手多数により原案可決



(3) 議案第 54 号 平成 29 年度高浜市一般会計補正予算 (第 4 回)

挙手多数により原案可決

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

## 2 報告及び連絡事項

### (1) 高浜市役所本庁舎整備事業について

委員長 説明を求めます。

説 (総務部) それでは、資料の「1」をお願いいたします。高浜市役所本庁舎整備事業に関連をいたしまして、旧庁舎低濃度 PCB 廃棄物処分及び収集運搬業務委託を行いましたので、その概要を御報告申し上げます。

初めに、入札日は本年 9 月 6 日、入札方法は指名競争入札、委託の概要は、変圧器 2 台及び油遮断機 2 台の収集運搬及び処分で、契約金額は 169 万 1,280 円であります。

収集運搬の状況につきましては、本年 9 月 30 日に旧庁舎地下電気室から収集し、処分場への運搬を行いました。

最終処分につきましては、本年 11 月末までに行う予定であります。

業務委託の経緯につきましては、P C B 廃棄物は建物の所有者、市に、その保管または処分の責任がございます。事業者による保管または処分ができないことから、市において、最終確認を行ったところでございます。旧庁舎地下電気室内の受変電設備機器 13 台を調査したところ、4 台が P C B 廃棄物に該当することから、専門業者に収集運搬及び処分を委託したものであります。報告は以上のとおりでございます。よろしくお願いたします。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑があればお願いします。

問（6） 以前からいろいろと庁舎については、追加補正が出ておるんですけども、その度にもうこれ以上ないか、これ以上ないかということで、話や何か出たと思えますけれども、それでまた今回、P C B の廃棄処分が出てきたということでございますけれども、これがわかったのはいつで、どういう経過かということをちょっと説明願います。

答（総務部） いつ、わかったのかということでございますけれども、本年7月から8月にかけて調査を行いました。最終的な調査の結果が出たのは、本年8月でございます。

経過につきましては、受変電設備につきましては、製造年代、型番等によれば、機器本体への P C B の含有はないものと理解をいたしておりました。また、昭和 63 年に絶縁油の交換を行っておりますので、P C B 廃棄物に該当する可能性はないものと認識をいたしておりました。しかしながら、完全に交換されない可能性も否定できず、混入の可能性が否定できない以上、建物所有者である市の責任において、最終的な確認を行うことといたしたところでございます。

問（6） それでは、なぜこれは、予算措置が予備費の充用ということで、なぜ補正予算を考えられなかったかということで、一つお願いします。

答（総務部） 最終的な確認の時期が遅れましたことは、反省をいたしております。ただいま、8月に最終的な調査結果が出たということをお知らせしました。

現在、旧庁舎の解体工事を行っておりますが、その工程の上で、9月末までに地下から搬出をしておく必要がございました。9月補正での上程になりますと、今回、初日が9月19日でございますので、補正予算では工程的に間に合わないということがございまして、予備費対応させていただいたところござ

います。

問（6） ちょっと、これからはずれるかもしれませんが、中央公民館も取り壊しをやっておみえになりますよね。中央公民館も受変電設備があるんですけれども、そのところは、関係はなかったわけでしょうか。

答（こども未来部） 中公のほうも調査をいたしまして、これは、検出はされませんでした。

問（6） それで、入札の方法が指名競争入札になっておりますけれども、なぜ指名競争入札でやられたんでしょうか。

答（総務部） こういった業務について、入札参加願が出ているところから対応可能な業者を指名させていただきました。時間的に余裕がなかったんですけれども、入札方式をとらせていただきました。

問（6） 指名業者数は何社でしょうか。

答（総務部） 4社でございます。

問（6） このPCBの廃棄物を処分したのは、今回が初めてでしょうか。以前にはなかったわけでしょうか。

答（総務部） 数年前にございます。

問（6） 時期をお聞かせください。

答（行政） たしか年度でいきますと、27年度だったと思います。

問（6） そのときの金額は、わかるわけでしょうか。

答（行政） このときも指名競争入札を行ってございまして、処分したものが違うんですけれども、そのときたしか4～50万円だったと、記憶をしております。

問（6） そのときに指名競争入札でやっていたんだったら、業者名と今回の業者名は似通っているわけでしょうか。

答（行政） 結果的に、こういったその処分というのは、どちらかというと特殊なところもございます。そういったところで、当然こちらのほうに入札参加願を出している名簿のほうも、どうしても似てきてしまうという状況にはございます。

問（6） それは、いいんですわ。業者は限られていますから。そのときに、

当然指名競争入札やっていたんだったら、その業者名はわかっていますよね。それも、いわゆるその中に入れて審査したのかどうかというのを、ちょっと教えてください。

答（行政） 当然、入ってございます。

委員長 ほかに。

問（８） 前から同じことを何回も言いますけれども、要は、提案してくるときに、どこに何が問題があって提案されているか、こちらはわかりませんよね。本当にこう、成り行きで仕事やっているとしか思えないような仕事の仕方。アスベストが出たときに、ほかに何かあるっていうことを調査するっていう行為。要は、先ほどから言っている対処と対策。欠落しているとしか思えないんですけども。これからもいろいろ出てきますよね。やってみたらなんか出てきた。じゃあ追加の補正出します。

例えばね、皆さんの家で、サラリーマンですよ、僕らなんかでも。家建てたと。3,000万円出しますって言われて、業者が何かやっていると、これ必要なんで1,000万円追加ですよって言われたら、払えます。これ一緒じゃないですか、やっぱり。きのうも、家庭の家計簿と一緒にだっというお話をさせてもらったんですけども、要はその時点で、判断できないということです。3,000万円という、先ほどから例で出しているね、3,000万円という金額が、これで本当に全部できるかどうか。要は完成品をつくってくれ、3,000万円で作りますっていうことを要求して、それでやるっていうことを契約結んでいるわけですよ。追加で、これが必要になって、要は、費用対効果じゃないですけども、本当にそこまでいってね、追加で投資しないと完成しないわけ。ところが、当初そんなコストかけるつもりはなかったと言われると、どうやって判断するんですか。

答（総務部） 御指摘のとおり、追加費用が発生をいたしました。このPCB廃棄物は、建物所有者が責任を持って、自ら処分をしなければならないものでございますので、市庁舎整備事業の契約金額に影響を与えるものではございません。したがって、業者からの言い値で契約の変更をするものではございませんが、もっと早く認識をして、当初予算なりに計上すべきものであったと

いうことは、反省をいたしております。

問（８） 先ほど、こども未来部長に質問させてもらったのと同じこと聞きます。これから先、どういう課題が残っていて、もう費用発生しないということ、自分たちはそれ信じていいんですか。

答（総務部） 現時点では、これ以上はないものと思っておりますが、工事ということでございますので、突発的な事象、不測の事態ということも、これは絶対にないということとは言えないわけでございます。そういった事案がない限り、ないものと考えております。

問（８） では1点。要は同じような解体工事、同じ時期につくったような工事って、結構解体の工事って、ここだけじゃなくて、ほかのところでもやっているし、民間企業でもやられていますよね。そのときに、どういうことを調べてやったかっていうことを調査されているかどうか。要は、ほかに類例があるわけで、これから発生させないようにしようと思えば、自分たちがどういうことやって、それを課題として認識するような活動をやったかどうかお伺いしたいんですけれども。

答（総務部） 先の一般質問で御質問いただいたかもしれませんが、解体工事をするときには、こういったことが起こり得るということのチェックリストをつくって、それを庁内で情報共有をしてみたいと考えております。

問（８） 自分たちの中だけで考えるんじゃなくて、世の中には例がたくさんあるわけ。そういう業者さんもいっぱいあるわけですよ。

言いたいのは、その業者さんに、どういうところを見ればいいかっていうことを、これは言えば教えてくれると思うんで、そういうことをやっていますかっていうことが聞きたいだけです。

答（行政） ただいまの御質問につきましては、これまでにそういったところの事業者さんから、そういうことをお聞きしたというところまでは、至っていないというのが事実でございます。ただ、今回こうした大きな建物を壊すというのは、私どものほうもあまり経験もなかったということもあります。

当然、委員がおっしゃられるような、反省点というのも私どものほうも、この庁舎で大きく勉強させてきていただいているところでございます。そういっ

たところは、今後の解体作業といったところにも反映できるように進めていきたいというふうに思っております。

問（８） 要はね、現状調査、ここがきちっとできれば、作業きちんと進むんですよ。そこをなおざりにして、進めようとするんで、いろいろな問題があとからあとから発生する。そういうことを現状で、自分たちが調べなければ、ほかに聞くだけで済むんで、その時間的余裕だけじゃないですか。で、いつ、つくらないかと言われてれば、その作業も前倒しして、そういう工程表、工数を確保していただくですよ。

今、伺っていると、また起こっても不思議じゃないようなやり方をされているんで。止まって、一度業者に聞いてみてほしいんですけども。要は、隠されたリスクはどこにあるのと。言われたことをやるんだったら、小学生でもやるかもしれないですよ。そこに対して、自分たちがどういう付加価値をつけられるのか。仕事ってそうじゃないんですか。

委員長 幸前委員、よろしいですかね。これは報告事項ですので、また一般質問なり、例えば決算なりで、やっていただければと思います。よろしく願います。

ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、高浜市役所本庁舎整備事業について質疑を終了いたします。

暫時、休憩いたします。再開は11時5分。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前11時03分

委員長 少し時間が早いようですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

(2) 高浜小学校等整備事業について

委員長 説明を求めます。

説(学校経営) それでは、高浜小学校等整備事業について、御説明をさせていただきます。資料2をごらんください。高浜小学校等整備事業アスベスト調査結果について、御説明いたします。6月22日の公共施設あり方検討特別委員会でもお伝えいたしました。5月29日に高浜小学校校舎及び体育館より外壁のサンプルを採取し、アスベスト含有分析を行い、調査結果の報告がありましたので、お伝えいたします。

まず、結果でございますが、「1. 事業者によるアスベスト調査結果(平成29年度)」のとおり、外壁について、北校舎、中校舎、南校舎、体育館、渡り廊下、プール附属室より、サンプルを採取し、分析調査した結果、アスベストは検出されませんでした。

続きまして、「2. その他内装材等のアスベスト吹付け状況の経緯」をごらんください。昭和50年にアスベスト吹付け材の原則禁止がうたわれてから、高浜小学校につきまして、平成62年度に建物図面及び現地の調査を行った経緯がございます。その結果、北校舎階段の天井にアスベストの吹付け仕上げが施されておりましたが、同年度に除去工事を行っております。

3の「今後の対応方針」についてでございますが、これらの結果から、今の現状ではアスベストの存在が確認されないことから、予定どおり高浜小学校等整備事業を進めていきたいと考えております。ただし、天井裏等の建物の内部については、解体時に並行して調査を進めていきたいと考えております。

委員長 それでは、資料2についての質疑を許します。

問(15) 今の、3の天井裏等の内部についてですが、解体時に並行して調査を進めていくとありますけれども、僕ちょっと、工事は専門じゃありませんので、あまり詳しく知りませんが、もし天井裏等にこのアスベストがあった場合、危険性はこれ、ないんですか、解体時にやると書いてありますけれど

も。

答（学校経営） あくまで事業者の話でございますが、基本的に天井裏等でアスベストが使われている事例の多くが、配管等の吹付け材、特に昔設置されましたエアコン等の配管に吹付け材が施されている事例が、ほかのところが多いということで、学校は、エアコンが職員室及び給食調理室等にしか使っておりませんので、極めてアスベストが発見される可能性は低いのではないかというお話はいただいておりますが、もし当然、発見された際は、影響が及ばないようにしっかりと対策を施して、工事のほうを進めてまいりたいと考えております。

問（15） これは、天井裏等については、あらかじめ調査はできない。または費用がかかってしまうとか、これはどういう理由でしょうか。あらかじめやらないのは。

答（学校経営） やはり天井とかを外したりする工事費が必要になってまいります。なおかつ、今現在でも高浜小学校では、子供達が授業を受けている状況でございますので、今の段階で天井を剥して調査をするということは、作業的に難しいのではないかという判断で、行っていない状況でございます。

委員長 ほかに。

問（3） 一点、確認させてください。もし発見された場合というのは、工期に影響とかは出てくるんですか。

答（学校経営） 先ほどの御質問でも答弁させていただいたんですが、事業者の話をうのみにしてはいけないんですけれども、万が一発見されたとしても、ごく少量であるだろうというお話も聞いております。ですから、工期まで相当遅れるということは、現在のところ想定はしておりません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかにないようですので、それでは資料3のほうの御報告をお願いいたします。



説（学校経営） 続きます、資料3をごらんください。これまで、本事業の設計業務につきましては、平成29年3月末の事業契約の締結以降、月2回の定例協議会、対象の複合施設ごとに個別にグループワークを適宜開催し、小中学校教職員などへ諸室レイアウトや備品の確認等を行いながら、設計を進めてまいりました。このたび基本設計がまとまり、その内容を御報告させていただきます。なお、現在実施設計に向けた協議も並行して進めておりまして、最終的な図面については、今後変更される部分もあることを御了承ください。

それでは、資料の説明をさせていただきます。1ページ目をお願いします。右下の四角の、01というところがページ数となります。1ページをお願いいたします。敷地概要・計画概要でございます。施設の用途といたしましては、小学校及び地域交流施設として、メインアリーナ、公民館、サブアリーナ、児童センターとしております。施設規模といたしましては、小学校校舎が地上3階、棟屋1階建ての6,752.35平方メートル。メインアリーナは、地上2階建ての2,312.29平方メートル。公民館、サブアリーナ、児童センターについては、全て平屋建てで、それぞれ852.94平方メートル、922.10平方メートル、639.22平方メートルとなっております。屋外施設も含めると、合計で11,778.90平方メートルとなります。

続きます、2ページをお願いいたします。配置計画図です。配置計画において配慮する点といたしまして、新校舎を建設後、既設校舎を解体すること。グラウンドについては整備期間中、極力学校運営に支障をきたさないよう配慮すること。屋内運動場は、メインアリーナ建設後に解体することといたしまして、新校舎建設工事とメインアリーナを含めた地域交流施設建設工事の、大きく2期に分かれた工事を進めてまいります。

資料左下の「各施設のゾーニング」をごらんください。小学校は、既存校舎解体時も教育活動が継続できるよう、1期工事で計画し、①の位置に配置いたします。公民館は、幅広い利用者が想定されることから、エントランス機能を持たせ、施設中央（②の位置）に配置します。児童センターは、地域利用及び学校施設からの利便性を考慮し、③の位置に配置いたします。メインアリーナは、④の位置に配置します。地域利用の多いサブアリーナは、他施設との相互

利用を図るために、メインアリーナと児童センターの間、⑤の位置に配置いたします。

続きまして、3ページをお願いいたします。平面計画です。まず、小学校の計画でございますが、1階に保健室、特別支援教室、図工室、1年生用の普通教室を配置いたします。2階は、2年生、3年生の普通教室、職員室等の管理諸室、音楽室、多目的室、家庭科室を配置いたします。3階は、4年生、5年生、6年生の普通教室、理科室、日本語及び通級教室を配置いたします。

続きまして、4ページをお願いいたします。メインアリーナの計画です。競技利用する場合は、ミニバスケットボールコート2面分のアリーナ面積を確保し、柱などの突出物は、衝撃吸収ラバーの緩衝材を設け、安全に配慮します。ホール利用する場合は、名鉄側の騒音対策として、窓は防音サッシとし、電動自走式の移動観覧席300席を設置。内装仕上げは吸音材を使用し、ステージ東側に機材搬入のサービスヤード、ステージ西側には控室2部屋を設置します。

続きまして、5ページをお願いいたします。児童センターの計画です。交流スペースを中心としまして諸室を配置し、事務室から各諸室への視認性をよくします。また、児童クラブ、集会室、多目的室は移動間仕切りで仕切られており、間仕切りを全て開放すれば、集会や催しの場として活用できるように計画します。

続きまして、6ページをお願いいたします。サブアリーナの計画です。アリーナはバスケットボール、フットサルコートを1面使用できる広さとしまして、内壁はフットサルの利用を想定し、耐衝撃性が高く、衝突安全性にも配慮した化粧合板を使用し、防球対策や柱などの突出物に衝撃吸収ラバーによる緩衝材を設け、安全に配慮いたします。

続きまして、7ページをお願いいたします。公民館の計画です。エントランスホールは、児童センター、サブアリーナ等の玄関ハブ機能として、来館者をスムーズに誘導できる配置とします。また、中会議室、小会議室の2部屋を設け、ものづくり工房は図工室に隣接して配置し、IT工房室は小会議室と近い位置に配置させます。平日の夜間や休日に2階の諸室を利用する場合は、アリーナ玄関より階段、エレベーターでアクセスする計画としております。以上が

平面計画となります。

続きまして、8ページをお願いいたします。最後に、建設工事のスケジュールについて説明させていただきます。工事は、約3年の工事期間を予定しております。工程は大きく7つに分かれております。

ステップ1は、新校舎の建設で、新校舎の建設は今年の冬休みから工事開始を予定し、およそ1年2カ月、平成31年の2月末ごろに完成、引き渡しを予定しております。工事に当たっては、新校舎区画を全面仮囲いし、工事車両と児童の利用動線を明確に区分します。既存の校舎から屋外運動場への動線も確保し、学校生活に支障をきたさないように配慮いたします。

ステップ2は、既存校舎の解体工事でございます。既存校舎周辺を全面的に仮囲いし、児童の動線と工事車両の動線を分けしながら、東側から順次解体を進めてまいります。

ステップ3は、既存校舎の解体工事の後半となる南校舎の西側の解体に当たりますが、さらなる安全確保のため、児童が屋内運動場を利用する際、警備員を配置し、有人によるゲート管理を行うことで、工事車両との交錯を抑止する対策を講じてまいります。

ステップ4は、2期工事となります。アリーナなどの地域交流施設、児童センターの建設工事です。工期といたしましては約1年間を予定しており、工事エリアを全面的に仮囲いし、安全確保を図ります。屋内運動場への動線は、敷地西側に通路を設け、工事車両は北側を通行するようにします。

ステップ5は、屋外運動場の南側、遊具などの設置に関する工事で、この工事は、平成32年度の夏休み期間中を予定しております。

ステップ6は、既存の屋内運動場の解体工事、解体工事に係る工事車両の専用入口を設け、児童などとの導線を切り分けます。

ステップ7は、3期工事となります。駐車場、外構の整備を行います。駐車場整備期間中は、工事進捗状況に応じて工事区画の位置を移動しながら、安全の確保を図ります。以上が、各工期における工事の概要でございます。

今後は、事業者と実施設計及び工事着工に向けた現場協議を行っていくとともに、高浜小学校の児童向けワークショップ等も計画しております。また、市

民への周知につきましては、12月ごろをめどに、事業者にてホームページを作成し、公開していく予定です。市の広報では11月15日号、12月1日号の広報に、計画概要や工事概要について周知を図っていきたいと考えております。

9ページは、施設全体の鳥瞰図でございます。

それから10ページにつきましては、施設西側を走る県道名古屋碧南線から施設を眺めたイメージパースです。なお、正面に立っているモニュメントは、瓦を使用してつくられる計画です。ただし、施設の名称は仮の名称となっております。今後、名称の検討を行ってまいります。

11ページをお願いします。敷地北西の角のほうから、児童センター方向を見たイメージパースです。児童センターの屋根、地域交流施設のエントランスの大きな屋根、校舎の棟屋の屋根、校舎1階部分の庇などに瓦が使用される計画となっております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対する質疑があればお願いします。

問（6） 敷地の概要について、ちょっとお伺いいたしますけれども、かなり校舎の周りには民家も隣接しておって、非常に周りの方に工事中迷惑をかけるという要素が多いと思いますので、ぜひ、そののところをしっかりとお願いしたいということと。

それからですね、東側に名鉄が走っていますよね。それで、名鉄の敷地と、それから学校用地との間、高低差がありますけれども、そこんところの高低差のところ、今は、あんまりなぶっていないもんで問題ないと思うんですけども、そうすると、名鉄なんかは結構ですね、敷地のことをうるさく言うんですよ。その辺のところの名鉄の協議だとか、そういったものはどの程度進んでいるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

答（学校経営） ただいま委員から御指摘いただきました、近隣住民の方への説明というのは、今後行っていく予定でおります。

それから、名鉄の敷地と学校敷地等に関係する御質問がありまして、名鉄につきましては、現在、いろいろな諸課題等につきまして、話し合いをしているところでございます。ことしの夏前ぐらいから、お話をさせていただいている

ところでございます。以上です。

問（6） その辺のところについては、市のほうにいろいろと名鉄のほうから言われていることで、費用がかかることだとか、そういったことや何かはあるわけでしょうか。

答（学校経営） 今、その部分も含めまして、協議をしているところでございます。今、委員がおっしゃられましたように、やっぱりいろいろと名鉄の話というのは、私ども聞いておりますので、慎重に対応をしていきたいと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑にもないようですので、質疑を終了いたします。

### 3 協議事項

委員長 本日、協議事項はございません。

### 4 その他

委員長 私の方から1点、お願いいたします。次回の公共施設あり方検討特別委員会の日程については、決まり次第連絡させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、皆さんのほうで何かあればお願いいたします。

意 見 な し

委員長 ないようですので。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、公共施設あり方検討特別委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 26 分

公共施設あり方検討特別委員会 委員長

公共施設あり方検討特別委員会 副委員長